

札幌少年鑑別所

Juvenile Classification Home



札幌少年鑑別所の概要

所在地：北海道札幌市

収容定員：135名

(男子110名、女子25名)

収容対象：家庭裁判所により観護の措置が執られた
20歳未満の少年など

規模：敷地面積 約17,211㎡

地域と連携した取組・地域貢献

【困難を抱える子どもや若者の支援】

地域の協議会（子ども・若者支援、要保護児童対策、発達障がい者地域支援）に参加し、関係機関と連携し、困難を抱える子どもや若者の支援を実施しています。

多機関連携の中で、当所は、非行を扱う専門機関として、問題行動に関する分析や指導、支援会議等での助言、研修・講演などを実施しています。

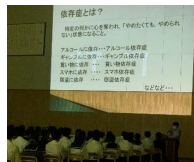
▼ 問題行動指導の様子



▼ 問題別の指導教材



▼ 研修・講演の様子



【矯正施設出所（院）者の支援】

地域に帰住する矯正施設出所（院）者の再犯防止や円滑な社会復帰のため、対象者が矯正施設を出所する前から対象者との面接や支援者との協議を重ね、出所後には対象者への心理相談や支援者への助言等の支援を実施しています。

【災害時の支援】

当所相談室は、バリアフリーで、調理や入浴、宿泊が可能な設備が整備され、災害時の避難場所としても適しており、札幌矯正管区及び札幌刑務所と共に、札幌市地域防災計画で定める指定避難所として指定されています。

所在地

札幌少年鑑別所

〒007-0802

北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-25

☎ 011-784-7441

沿革

昭和24年 少年法・少年院法施行

札幌市南9条西18丁目に設置

昭和26年 札幌市南25条西11丁目に新築移転

昭和43年 同地で改築工事竣工

平成15年 現在地に新施設竣工

平成16年 新施設での業務開始

平成27年 少年鑑別所法施行

法務少年支援センターさっぽろ開設

平成30年 函館少年鑑別所を分所とする組織改編

平成31年 釧路少年鑑別所を分所とする組織改編

▼ 藻岩山麓の旧庁舎



施設の特徴

【管轄地域】

当所（札幌本所）と函館支所、釧路支所とて、北海道の約3分の2に当たる地域を管轄しています。

当所は、札幌家庭裁判所の管轄区域（空知一部・石狩・後志一部・胆振・日高の振興局管内に相当）に対応しています。



【観護処遇・鑑別】

少年鑑別所は、家庭裁判所の求めにより、地域の非行少年を収容して心情安定や健全育成に配慮した処遇（観護処遇）を実施するとともに、少年の問題を分析をして再発防止策を提案しています（鑑別）。

当所では、少年の健全育成のための支援として、地域の専門家の協力も得ながら、学力の維持・向上や教養・情操涵養のための様々な支援（数学授業・漢字検定、保健・職業・消費生活に関する講話、iPad・ダンス・ライフ・スキル・アソシエーション）を実施しています。

※ 健全育成支援の様子



▲ 数学授業



▲ 保健講座



▲ iPadゲーム

【地域援助】

当所は、「法務少年支援センターさっぽろ」の名称で、地域の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する活動をしています。

例えば、家族や学校、支援者等から依頼を受け、個人向けに問題行動の分析や対応策の提案、心理相談、心理教育などを実施し、また、集団向けに法教育などの研修・講演を実施しています。

相談は当所の専用相談室で実施しますが、来所できないなどの事情に応じ、電話やWEB会議システムを活用した遠隔の相談、他機関に訪問しての出前相談にも応じています（詳しくはホームページ参照）。

※ 専用相談室（建物名：青少年相談センター）



▲ 外観



▲ 面接室



▲ プレイルーム

法務少年支援センターさっぽろ

相談専用受付

☎：011-787-0111

☒：ホームページ（HP）で受付

HP：http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00034.html

